

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第56号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

京都市長寿すこやかセンターの相談室の開所時間を変更する必要があるため、京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第56号

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後5時まで	を	「 午前9時から午後5時30分まで
午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時まで		午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、午前10時から午後5時まで
」		」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)